

届出事項一覧

変更等の届出事項及び届出書類は以下の表のとおりである。

届 出 事 項	届 出 書 類
①介護機関(主たる事務所)の名称(医療機関の規模変更含む)に変更があったとき	変更届出書
②介護機関(事業を行う事業所)の名称(医療機関の規模変更含む)に変更があったとき	
③介護機関(主たる事務所)の所在地(住居表示、地番整理等による変更も含む)に変更があったとき	
④介護機関(事業を行う事業所)の所在地(住居表示、地番整理等による変更も含む)に変更があったとき	
⑤介護機関の開設者の氏名、生年月日、住所及び職名又は名称に変更があったとき (法人の代表者変更の場合は不要)	
⑥介護機関の管理者の氏名、生年月日又は住所に変更があったとき	
※ 他市町村へ所在地変更の場合は、変更前の所在地を所管する福祉事務所に変更届出書を提出する(指定する者が変更(知事⇄市長)となる場合は「廃止届出書」)。	
⑦介護機関を休止したとき	休止届出書
⑧介護機関の開設者を変更(交代、個人⇄法人 等)したとき (吸収、対等合併による法人の消滅を含む。また、有限会社⇄株式会社の場合で単なる組織変更の場合は、法人格が同一のため廃止届出書は不要)	廃止届出書
⑨介護機関の開設者(個人)が死亡したとき又は失踪宣告を受けたとき	
⑩介護機関を廃止したとき	
⑪指定されているサービスの一部を廃止したとき (この場合、廃止の理由欄に廃止するサービスの種類を併せて記載)	
⑫介護機関の移転により、介護保険事業所番号に変更があったとき (医療機関(訪問看護ステーションも含む)の移転に伴う介護保険事業所番号の変更の際も、指定介護機関の廃止届出書の提出が必要)	
⑬介護機関の移転により、指定する者(知事・市長)に変更があったとき (例: 知事からさいたま市長(川越市長、越谷市長、川口市長)に変更になるとき)	再開届出書
⑭休止していた介護機関を再開したとき	
⑮生活保護法施行規則第14条第4項に規定する処分を受けたとき	処分届出書
⑯生活保護法による指定を辞退しようとするとき (30日以上 ^の 予告期間が必要)	辞退届出書